

令和5年5月8日

韮崎市民交流センターニコリ会議室等のご利用について

【会議室等の利用基準変更のお知らせ】

会議室等のご利用については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月1日(月)から、「会議室利用規約」に優先して「新型コロナウイルス感染拡大防止のための会議室等の利用基準等」により運用させていただいておりましたが、5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症の「感染症法」上の位置付けが5類感染症に移行するのに伴い、同利用基準等は5月31日(水)を以って廃止とし、**6月1日(木)からは、「韮崎市民交流センターニコリ会議室等利用規約」により運用させていただきます。**

6月1日(木)からは、

原則として、同利用基準等による一部利用制限は廃止となります。

- ・利用可時間帯が午後10時までとなります。(現行：午後9時30分)
- ・会議室等利用後の「換気・消毒」は廃止となります。それに伴い、1回の利用後、次の利用までに30分以上の間隔を空けることも廃止となります。
- ・会議室等の利用上限人員が廃止となります。各会議室等の収容人数を「ニコリ料金表」に明記します。
- ・学習室2および市民活動支援室1の利用可時間帯が午後10時までとなります。(現行：午後9時)

●会議室等の利用予約

「韮崎市民交流センターニコリ会議室等利用規約」による利用予約の受付は、6月1日(木)からとなります。

●既に予約済の会議室等の利用について

「韮崎市民交流センターニコリ会議室等利用規約」による利用時間の変更、利用会議室等の変更等の変更手続きの受付は、6月1日(木)からとなります。

●その他

「韮崎市民交流センターニコリ会議室等利用規約」に記載のない事項につきましては、ニコリ総合受付までお問い合わせ願います。

以 上